

霧島市男女共同参画推進条例逐条解説

第1 条例の名称

霧島市男女共同参画推進条例

【解説】

条例の名称は、条例の目的や理念が適切に反映され、内容を端的に表し、市民にとってなじみやすいものとするのが重要です。

本市は、平成20年3月に策定した「霧島市男女共同参画計画」に基づき、これまで、男女共同参画に関する様々な広報・啓発活動等を実施してきており、今後も「男女共同参画」という言葉を広く市民に広めていきたいと考えています。

また、本条例の目的は、日本国憲法（以下「憲法」という。）第14条第1項に規定されている「男女平等の実現」を当然目指すこととした上で、男女が性別にかかわらず各々の個性や能力を発揮できる機会が確保され、あらゆる分野における意思決定過程への参画、すなわち「男女共同参画」を推進することであることから、条例の名称を「霧島市男女共同参画推進条例」としました。

第2 各条文の解説

前文

我が国は、日本国憲法において、①個人の尊重と②法の下での平等が保障され、男女平等の実現に向けて、③国際的な連携のもと、④法令の整備をはじめとする取組が行われてきた。わたしたちのまち霧島市においても、これまで、国、⑤県等の動向を踏まえつつ、平成20年3月に⑥「霧島市男女共同参画計画」を、平成22年3月には、県内の市町村では初めてとなる⑦「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定し、男女共同参画の実現に向けた様々な取組を積極的に展開してきた。

しかしながら、今なお、⑧女性に対する暴力、⑨性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく⑩慣行などが依然として存在し、個人が自立した人間として発達する可能性が性別により制約されており、真の男女平等の達成のためには、多くの課題が残されている。

こうした状況を踏まえ、霧島市が将来にわたり豊かで活力のあるまちづくりを進めるためには、男女がお互いにその人権を尊重し、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できるよう、男女共同参画をより一層推進していく必要がある。

わたしたちは、ここに、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、その取組を、⑪市、市民及び事業者が一体となって⑫総合的かつ⑬計画的に推進するため、この条例を制定する。

【解説】

前文は、一般的に、法令の制定の趣旨、目的、基本原則を述べるものであり、制定の理念を強調する場合に置かれます。

本文においても、市、市民及び事業者が一体となって男女共同参画を推進する強い決意を示しています。

① 個人の尊重

憲法第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定されています。

② 法の下での平等

憲法第14条第1項で「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されています。

③ 国際的な連携

国際連合（以下「国連」という。）が提唱した「国際婦人年」にあたる1975年（昭和50年）に開催された、第1回世界女性会議において、女性の地位向上のための各国の行動を促す「世界行動計画」が採択されました。さらに、1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国連婦人の10年」と定め、各国において様々な取組がなされ、女性の地位向上に大きな進展をもたらしました。

1979年（昭和54年）には、国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が採択され、1985年（昭和60年）には、「国連婦人の10年第3回世界女性会議」において、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995年（平成7年）には、北京において、第4回世界女性会議が開催され、「女性の権利は普遍的人権である」とうたわれた「北京宣言」と12の重大問題領域を設定した「行動綱領」が採択されました。

2000年（平成12年）には、「北京宣言」及び「行動綱領」の実施状況を評価・検討するための国連特別総会「女性2000年会議」がニューヨークで開催され、「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会がニューヨークで開催され、「北京宣言」、「行動綱領」及び「女性2000年会議の成果文書」を再確認し、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める「宣言文」などが採択されました。

2008年（平成20年）には、日本政府は、女子差別撤廃条約に基づいて第6回政府報告を提出し、これに対する女子差別撤廃委員会の検討がニューヨークで実施されました。この検討を踏まえ、2009年（平成21年）に、同委員会から、婚姻適齢、離婚後の女性の再婚禁止期間等民法の改正や、女子差別撤廃条約選択議定書の批准の検討の継続、雇用及び政治的・公的活動への参画促進のための暫定的特別措置の実施等、21項目に及ぶ関心事項及び勧告が最終報告として提出されています。

④ 法令の整備をはじめとする取組

我が国においては、「世界行動計画」に基づき、昭和50年に「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和52年に「国内行動計画」を策定しました。

また、昭和59年の国籍法や戸籍法の改正に続き、昭和60年の「男女雇用機会均等法」の制定など、男女平等の視点からの法制面の整備に取り組み、同年、女子差別撤廃条約を批准し、昭和62年には、「ナイロビ将来戦略」の趣旨に沿って、「西暦2000年に向け

ての新国内行動計画」を策定し、平成3年には第一次改訂を行いました。

平成8年には、男女共同参画社会の実現に向けた新たな行動計画である「男女共同参画2000年プラン」を策定し、その中で「男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し」や「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等を新たな課題として示しました。

平成11年には、「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成12年には、基本法に基づき、男女共同参画の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「男女共同参画基本計画」を策定しました。

平成13年には、内閣府に男女共同参画に関する基本的な政策及び重要事項の調査・審議を行う「男女共同参画会議」を設置するとともに、男女共同参画局を設置しました。

平成17年には、「男女共同参画基本計画」による取組を評価・総括し、「第2次男女共同参画基本計画」を策定し、さらに、平成22年には、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして「第3次男女共同参画基本計画」を策定しています。

⑤ 県等の動向

鹿児島県においては、平成13年に、男女共同参画の推進のための基本理念を示した「鹿児島県男女共同参画推進条例」を制定し、平成15年には、男女共同参画社会の実現に向け、各地域における自主的な活動の促進や相談対応、情報提供等を行う総合的な活動拠点として、「鹿児島県男女共同参画センター」を設置しました。

平成19年には、「鹿児島の男女の意識に関する調査」を実施し、平成20年に、「男女の人権が尊重される社会の形成」、「男女共同参画社会を実現する地球環境の創造」を基本目標とする「鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定しました。

また、配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する動きとしては、平成17年に、「支援者のためのDV被害者相談対応マニュアル」を作成し、平成18年に、「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定しました。

⑥ 「霧島市男女共同参画計画」

平成18年に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」や本市における男女共同参画に関する現状等を踏まえ、国や県の計画との整合性を図りながら、平成20年3月に、本市における男女共同参画社会の実現を目指し策定しました。

⑦ 「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」

平成21年に実施した「夫婦やパートナーとの日常生活についての調査」等を踏まえ、国や県の計画との整合性を図りながら、平成22年3月に、県内の市町村に先駆けて、ドメスティック・バイオレンスの防止と被害者の保護・自立支援に関する施策を総合的に推進するため策定しました。

⑧ 女性に対する暴力

女性に対する暴力には、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪、ストーカー行為など様々な形態があります。

⑨ 性別による固定的な役割分担意識

「男性、女性という性別で、役割が定まっている」という考え方や意識のことをいいます。具体例としては、「男性は働き、女性は家事や育児に専念するべき。」、「男性は仕事に責任を持ち、妻子を養うべき。」、「女性には残業などの負担をかけさせられない。」な

どの考え方が挙げられます。

⑩ 慣行

地域活動において女性を役員にしない、女性を喪主にしないなどの慣行のほか、合理的な理由や根拠がないにもかかわらず、一方の性を排除したり制限したりすることが挙げられます。

⑪ 市、市民及び事業者が一体と

男女共同参画の推進は、行政だけが施策を推進するのではなく、市、市民及び事業者がそれぞれの責務を認識し、一体となって取り組んでいくことが重要です。

⑫ 総合的

市、市民及び事業者の取組を含め、市全体として男女共同参画を推進していくことです。

⑬ 計画的

将来を見通して、多様な施策を体系的に組み立て実施していくことをいいます。第 11 条に規定する基本計画の策定は、その中心となる施策です。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、①基本理念を定め、②市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、③施策の実施に関する必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

【解説】

本条例は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定するものであり、その目的を達成するために、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者が果たすべき役割を明らかにするとともに、施策の実施に関し必要な事項を定めています。

① 基本理念

第3条各号に規定する7つの基本理念をいいます。

② 市、市民及び事業者の責務

第4条から第6条に規定しています。

③ 施策の実施に関する必要な事項

「第2章 男女共同参画を推進するための基本的施策」の各条文に規定しています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

【解説】

本条例に用いられている主要な用語及び重要な意味を持つ用語について、条例を解釈する際、疑義が生じないように意義を確定させるため定義規定を設けています。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって①社会のあらゆる分野における②活動に参画する機会が確保され、もって③男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

【解説】

基本法の定義に準じて定めています。

男女共同参画とは、男女が性別にかかわらず一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野に参画することができ、それによって、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を分かち合い、同時に責任をも分かち合うことをいいます。

① 社会のあらゆる分野

政治、経済、社会、文化等のあらゆる分野のことであり、公的分野・私的分野の両方を含みます。公的な機関だけでなく、企業、団体、自治会、PTAなど、様々な機関や団体においても方針の立案及び決定の場に男女が参画することが求められています。

② 活動に参画する機会が確保され

「参画」とは単なる参加ではなく、より積極的な意思決定過程へ加わるという意味で

す。

③ 男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

男女という性別によって受ける利益や担う責任に違いを生じさせるのではなく、一人ひとりが個性と能力を発揮して参画する機会が確保されることにより、男女が利益も責任も分かち合うことをいいます。

(2) **積極的改善措置** 前号に規定する機会について、男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

【解説】

基本法の定義に準じて定めており、「ポジティブ・アクション」ともいいます。

職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における男女間の格差を改善するため、必要な範囲内で男女のいずれか一方に対して積極的に機会を提供することにより、実質的な「機会の平等」を保障しようというものです。

なお、本措置は、女子差別撤廃条約及び男女雇用機会均等法においては、いずれも女性のみを対象としたものですが、基本法においては、女性だけでなく男性も対象としており、本条例においても基本法と同様の扱いとなります。

(3) **市民** 市内に居住し、勤務し、又は在学する者をいう。

【解説】

市内に居住する人だけでなく、市内にある事業所で働く人、市内にある学校で学ぶ人も含みます。

条例における「市民」は、霧島市に住所を有する人（住民）を指すのが一般的ですが、本条例は、市、市民及び事業者が役割を担い合い、協働して男女共同参画を推進することを目的としていることから、「市民」をこのように広く捉えています。

(4) **事業者** 市内において、営利、非営利であるかを問わず、事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

【解説】

営利目的の事業者（株式会社、有限会社など）と、非営利目的の事業者（NPO法人、社会福祉法人など）及び営利、非営利を問わず事業を行っている個人事業者をいいます。

(5) **セクシュアル・ハラスメント** 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の就労環境その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。

【解説】

身体への不必要な接触、性的関係の強要、わいせつな写真の提示、又は性的な噂をながすなど相手の意に反した性的な言動により、相手に不快感を与えたり生活や就業の環境を害したりする行為をいいます。

なお、男女雇用機会均等法では、セクシュアル・ハラスメントを職場内における行為に

限定していますが、本条例では、雇用の分野だけでなく、あらゆる分野における行為が対象となります。

(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際の相手方等親密な関係にあり、又は親密な関係にあった男女間において、個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。

【解 説】

配偶者や恋人などの親密な関係、又は過去に親密な関係にあった男女間における暴力のことをいいます。また、暴力には、身体的暴力だけでなく、暴言、威嚇などの精神的暴力、友人との交際を制限するなどの社会的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、望んでいない性行為を強要するなどの性的暴力も含まれます。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念にのっとり行われなければならない。

【解 説】

基本理念は、男女共同参画の推進に向けた取組を進めていく上で、根幹となる考え方です。基本法第9条において、「地方公共団体は、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されていることから、国の基本理念（第1号～第4号、第7号）と併せて、男女共同参画を推進する上で特に重要である2つの基本理念（第5号・第6号）を明記しています。

(1) ①男女の個人としての尊厳が重んじられ、②男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく、③個人として能力を発揮する機会が確保されること及び④その他の男女の人権が尊重されること。

【解 説】

基本法の基本理念に準じて定めています。

男女の人権の尊重は、男女共同参画の推進に当たり最も基本となる理念であり、内容として、「個人の尊厳」、「男女平等」及び「個人の能力の発揮」の三原則を明記しています。

① 「男女の個人としての尊厳が重んじられ」

個人の多様性を無視し、単に「男」・「女」という「集団の特徴」として評価されるのではなく、一人ひとり異なる人格・個性・能力を備えた「個人」として尊重されるべきことを明記しています。

また、「個人としての尊厳」の中には、性別に起因する暴力（セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性犯罪等）の根絶等が含まれます。

② 「男女が直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けることなく」

我が国では、憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、男女平等の実現に向けた法律や制度の整備が図られてきましたが、表面上は、男女に中立的にみえる法律や制度であっても、結果として、女性に対する差別や性別による固定的な役割分担の維持・強化に

繋がる恐れがあるものも存在します。また、人々の意識や行動、社会の慣習の中には、いまだ女性に対する差別や偏見、「男性は仕事、女性は家庭」といった男女の役割に対する固定的な考え方に基づくものも見受けられます。

そこで、本条においては、「男性」あるいは「女性」であることを理由にして、有利に扱ったり不利益を与えたりする「直接差別」の禁止は勿論のこと、表面上は男女異なる取扱いを行っていないが、結果として、一方の性に差別的効果をもたらすような「間接差別」の禁止についても明記しています。

具体例

直接差別

男性は総合職に採用し、女性は一般職（事務職）のみの採用とする。

間接差別

- ①募集・採用で身長、体重や体力要件を課す。
- ②総合職の採用で全国転勤を要件とする。
- ③昇進の際に転勤経験を要件とする。

③ 個人として能力を発揮する機会が確保されること

一人ひとりが培ってきた能力を発揮する機会が、性別により否定されたり、特定の方向へ向けられたりすることがないようにすることが大切です。

なお、「機会の確保」とは、単に形式的に差別がなく門戸が開かれているという意味のみならず、過去における社会的構造的な差別によって、現在不利益な条件に置かれている集団に対し、一定の範囲で、暫定的に特別の機会を提供する「実質的な機会の確保」を含むものです。

④ その他の男女の人権

生命、自由、幸福追求に対する権利や政治信条の自由が確保されること等を指します。

(2) ①性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

【解 説】

基本法の基本理念に準じて定めています。

社会における制度や慣行のなかには、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるものがあります。そのため、女性の社会進出や家族・就労形態の多様化等も踏まえつつ、男女共同参画社会の形成という視点から、それらの制度又は慣行について見直しを行っていく必要があります。

なお、その中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないため見直しが不要なものもあり、あくまでこの見直しは、社会的な合意を得ながら進める必要があります。

① 性別による固定的な役割分担意識に基づく制度又は慣行

「男性は働き、女性は家事や育児に専念するべき」という性別による固定的な役割分担意識は、職場や社会において、個人の希望や適性・能力を無視した性別による処遇分けの慣行や雰囲気を作り出すことがあります。

具体例としては、男性社員が定時退社や育児休暇の申請がしにくい、能力に関係なく女性社員には重要な仕事を与えられないといったことや、女性を喪主や自治会等の会長にはしない、などが挙げられます。

(3) 男女が社会の対等な構成員として、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野における意思決定の場に、男女が共同して参画する機会が確保されること。

【解 説】

基本法の基本理念に準じて定めています。

男女があらゆる分野において、政策や方針の立案、決定、実施等に対等な立場で参画し、それぞれの意見を反映させる機会を確保することが必要です。

また、あらゆる分野に男女が等しく参画することは、男女が対等なパートナーとして能力を発揮し、ともに責任を分かち合うことの重要性のみならず、その決定の受け手が男性と女性の両方であるということからも重要です。

(4) 家族を構成する男女が、相互の協力と子どもを安心して生み、育てることができる環境整備に向けた①社会の支援の下に、子育て、介護②その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、③当該活動以外の活動を行うことができるよう配慮されること。

【解 説】

基本法の基本理念に準じて定めています。

子育て、介護などの家庭生活における活動の多くは女性によって担われている一方、男性は職場関係で多忙なため、それらの活動に参加できていない現状があります。この現状を改善し、家庭、職場、社会活動などあらゆる分野に男女が共に参画していくためには、社会の支援を利用しながら、家庭内の活動についての家族構成員どうしの協力と責任分担が重要です。

① 社会の支援

保育所の充実、学童保育の充実、労働時間の短縮、育児・介護休業を取得しやすくするための環境整備、様々な情報提供サービス等が挙げられます。

② その他の家庭生活における活動

衣食住といった基本的な生活の維持に必要な家事を指します。

③ 当該活動以外の活動

職場、地域及び学校等における活動のほか、ボランティア団体等の各種団体における活動を指します。

(5) 男女が、互いの身体的特徴及び性に関する理解を深めるとともに、性と生殖に関する個人の意識が尊重され、生涯にわたる健康の保持が図られること。

【解 説】

男女共同参画の推進にとって、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要であることを述べています。思春期、妊娠、出産、更年期などのように、生涯を通じて直面する性と生殖に関わる問題は、男女によって異なります。

男女が自己の性と生殖について正確な知識・情報を持ち、互いの身体的特徴を十分に理解し合うことは、男女が相手に対する思いやりを持ちつつ、性と生殖について主体的に選択・行動し健康を享受できるようにしていくために必要です。

「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)

平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されています。その中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

(6) 社会のあらゆる分野における教育や学習の場において、男女共同参画の重要性が認識されるよう配慮されること。

【解説】

男女共同参画の推進は、市民一人ひとりが男女共同参画に関する正確な理解や自立の意識を有することが不可欠です。このような意識を醸成し、男女がともに個性や能力を発揮するために、学校、家庭、地域、職場などの社会のあらゆる分野における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

(7) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われること。

【解説】

基本法の基本理念に準じて定めています。

我が国の男女共同参画社会の形成の促進は、国際社会の取組と連動して進められてきました。本市においても、国や県の取組と歩調を合わせながら、情報収集に努め、取組を進めることが重要です。

(市の①責務)

第4条 ②市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、③男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

【解説】

基本法第9条に規定する「地方公共団体の責務」に基づき、市は基本理念にのっとり、男女の実質的な機会の平等を実現するための措置を含む施策を策定・実施する責務を有します。また、施策の推進に当たっては、市民、事業者、国、県及び他の地方公共団体と連携しながら取り組むべきことを明記しています。

① 責務

本条以下第6条までを、「市民の責務」、「事業者の責務」という見出しにしています。

「責務規定」とは、条例の目的や基本理念の実現のために各主体の果たすべき役割を宣言的に規定するものと解されています。

男女共同参画の推進は、市、市民及び事業者が一体となって取り組まなければならないため、それぞれが当事者として主体的に取り組む必要がありますが、市の責務については、「義務規定」としている一方で、市民の責務及び事業者の責務については、「努力義務規定」としています。

② 市

市長部局その他の執行機関である行政委員会等（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会等）を含む組織の総体として用いています。

③ 男女共同参画の推進に関する施策

直接的に男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策だけでなく、間接的に影響を及ぼす施策も対象となります。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解 説】

基本法第10条に規定する「国民の責務」に基づき、市民は、あらゆる分野で性別による固定的な役割分担意識に基づく制度や慣行を見直すなど、男女共同参画の推進に関する様々な取組に努めていただくとともに、市が実施する施策をより効果的に推進するため、積極的に協力していただくことを明記しています。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、①事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めるとともに、職場における活動と地域及び家庭における活動とを両立できる②職場環境を整備するよう努めるものとする。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

【解 説】

基本法第10条に規定する「国民の責務」に「事業者の責務」は含まれますが、男女共同参画の推進は、とりわけ雇用の分野における取組が必要不可欠であることに鑑み、本条例において明文化しています。

働く男女が、そのライフスタイルに応じて多様な働き方を選択し、それぞれの働き方に応じた適正な処遇、労働条件が確保されることは、重要な課題の一つです。

そのため、事業者は、男女雇用機会均等法に基づき、募集、採用及び昇進等について、性別により異なった取扱いがないよう配慮するとともに、事実上生じている男女間の格差を解消するため、積極的改善措置の取組が必要です。

また、被雇用者の生活に対する就業の拘束力は、非常に強いことに鑑み、事業者は、仕

事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた職場環境を整備することも重要です。

① 事業活動

営業活動などの事業活動と雇用管理や福利厚生などの活動のことです。

② 職場環境を整備する

職場における活動と家庭、地域等における活動とを両立できるよう、育児・介護休業等の休業制度や長時間労働の抑制その他の職場環境の整備に積極的に取り組むことです。

（教育の推進）

第7条 学校教育その他の社会のあらゆる教育及び学習に携わる者は、教育及び学習が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育及び指導を行うよう努めるものとする。

【解 説】

男女共同参画の推進において、教育及び学習の果たす役割は非常に重要です。教育は市民の意識や価値観に大きな影響力をもっています。教育及び学習に携わる方々が基本理念を理解し、生涯を通じた様々な教育や学習の場において、男女共同参画の視点を取り入れていくことが必要です。

（阻害行為の禁止）

第8条 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いをしてはならない。

【解 説】

「性別による差別的取扱い」には、直接的であるか間接的であるかを問わず、また、差別の意識のあるなしに関係なく、結果として性差別になるものが含まれます。例えば、「結婚や妊娠したことを会社に報告したら解雇された」、「企業の募集・採用において体力要件を課す」などが挙げられます。

「男女平等」は憲法第14条第1項に規定されており、男女差別を無くしていくことは重要な理念です。しかしながら、現在においても、性別による差別が、雇用の分野をはじめとして様々な場面において問題となっていることから、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを行ってはなりません。

なお、本条各項に規定する、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスは、市民だけでなく、旅行者や一時的に市に来ている方など、あらゆる人が行ってはならない行為であるため、条文の主語を「何人も」としています。

2 何人も、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

【解 説】

男女雇用機会均等法においては、職場での言動のみを対象としていますが、セクシュアル・ハラスメントは、雇用関係にある者の間だけでなく、例えば施設における職員とその

利用者、学校や地域など様々な生活の場で起こり得るものです。そのため、本条例においては、職場のみに限定せず、社会のあらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントを行ってはならないことを明記しています。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

【解説】

ドメスティック・バイオレンスは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害ですが、主に外部からの発見が困難な家庭内において行われるため、潜在化しやすく、加害者に罪の意識が薄い傾向があります。このため、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

ドメスティック・バイオレンスの被害者は、多くの場合女性であり、その背景には男女の社会的地位や経済力の格差、性別による固定的な役割分担意識など、過去から今日に至るまで男女が置かれてきた社会的・構造的問題があると言われていています。ドメスティック・バイオレンスは男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題であり、その根絶を目指します。

なお、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」においては、配偶者（内縁関係を含む。）からの暴力を規制の対象としていますが、本条例においては、近年、社会問題となっているデートDV（恋人からの暴力）の事案を踏まえ、「交際の相手方等親密な関係にある男女間における暴力（過去に親密な関係であった場合を含む。）」についても規制の対象としています。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担意識及びドメスティック・バイオレンスを助長する表現を行わないよう努めなければならない。

【解説】

様々な媒体を通して不特定多数の受け手に発信される情報の中には、性別による固定的な役割分担を前提とした表現や暴力的行為を助長するような表現が見受けられます。こうした表現は、多くの市民が日頃から目にすることにより、当たり前のこととして社会一般に浸透していくおそれがあります。表現の自由は、憲法で保障された権利として尊重されるべきですが、その一方で、表現される側の人権や男女の平等についても、憲法上の権利として保障されています。

そのため、市内の公共の場に表示される広告物等について、性別による固定的な役割分担、ドメスティック・バイオレンスを助長する表現を行わないよう、十分留意する必要があります。

「性別による固定的な役割分担意識を助長する表現」の具体例

- ①「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担を強調したり、性別で職業を分ける表現。
- ②男性を中心的な存在、指導者的な立場、守る側として、女性を周辺的な存在、従属者的な立場、守られる側とする表現。
- ③強者を男性、弱者を女性で描いたり、加害者を男性、被害者を女性で現す表現。

第2章 男女共同参画を推進するための基本的施策

(推進体制の整備)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために、財政上の措置を含め、必要な体制を整備するものとする。

【解説】

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施していくためには、市役所内において総合的な調整を図ることのできる体制を整備するとともに、市職員の男女共同参画に関する意識をさらに高揚させていくことが必要です。

また、市が男女共同参画の推進を重要課題としてとらえ、その責務においてさまざまな施策を展開していくうえで、それに必要な財政上の措置を講じる旨を明記しています。

(基本計画)

第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定又は変更するに当たっては、霧島市男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、市民及び事業者の意見を反映させるものとする。

3 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

【解説】

男女共同参画の推進に関する施策は、教育、人権及び保健福祉など広範多岐の分野にわたり、それらが相互に関連し合っています。そのため、男女共同参画に関するさまざまな施策を総合的に推進するためには、その基本となる計画が必要です。

基本計画は、市のさまざまな施策を体系的に整理し、その総合的な推進を図ることを目的として策定する行政計画ですが、そこに掲げる目標は、市だけでなく、市民及び事業者がそれぞれ主体的に男女共同参画を推進することによって達成が可能になります。そのため、計画の策定に当たっては、霧島市男女共同参画審議会（第3章参照）の意見を聴くとともに、市民等の意見を反映させるよう努めることが求められます。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に資するよう配慮するものとする。

【解説】

市の施策は、社会経済活動全般を対象に展開され、当該施策に伴って生じる影響も広範多岐にわたるため、男女共同参画の推進が直接の目的ではない施策であっても、現実には男女が置かれている立場に対する配慮が欠けると、結果的に男女の現実の格差を固定あるいは拡大させるなど、男女共同参画の推進に逆行するような影響を及ぼす可能性があります。

そのため、市は、あらゆる施策の策定及び実施に際し、それが男女にどのような影響を及ぼすのかを点検したうえで、その影響に十分配慮することが求められます。これは、政策過程に「ジェンダー主流化」の視点を組み込むことであり、同時に、市のあらゆる施策

が男女共同参画の推進に資するものとなることを目指すものです。

ジェンダー主流化

あらゆる政策、施策、事業等にジェンダー格差解消の視点を組み入れることを指し、1995年（平成7年）の第4回世界女性会議で採択された「北京行動綱領」にはじめて明記されました。

ジェンダー

社会的・文化的に形成された性的差異。

（広報活動）

第13条 市は、基本理念に対する市民及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発活動その他適切な措置を講ずるものとする。

【解 説】

市は、広報、啓発活動及び研修機会の提供などを継続して行い、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関する基本理念についての理解を深め、その理念を実行に移すことができるよう支援を行います。

（情報の収集及び調査研究）

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な情報の収集及び調査研究を行うものとする。

【解 説】

男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施していくために、市は、国内外の動向、様々な分野における男女共同参画の推進に関する施策の現状及び市民の意識等を的確に把握するとともに、各種統計データ、学術成果など必要な情報を幅広く収集し、分析します。

（実施状況の公表）

第15条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を検証し、その結果を公表するものとする。

【解 説】

男女共同参画を推進していくためには、第11条に規定する基本計画に基づいた施策の実施状況等を調査、検証し、次年度へ繋げていく必要があります。市では、基本計画の進捗状況を明らかにするため、毎年、施策の実施状況等をホームページ等で公表し、市民及び事業者に対し、施策への理解と協力を求めています。

(附属機関等の委員の構成)

第16条 市は、附属機関等の委員の委嘱を行う場合には、当該委員の男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

【解 説】

本条例における「附属機関等」とは、法律や条例により設置されている附属機関や要綱等により設置されている協議会等のことをいい、市政の重要事項について審議等を行う機関です。

市が設置する附属機関等の委員の委嘱に当たっては、男女の数の均衡を図ることにより、両性の意見をバランスよく施策に反映させることが期待できます。

なお、現実には女性委員の登用率が低いことから、積極的改善措置の取組を強化し、女性の登用促進を図っていきます。

(市民への支援)

第17条 市は、市民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

【解 説】

男女共同参画の推進には、市民の自主的な活動が重要な役割を果たしており、市の取組と連携することにより、さらに大きな相乗効果が期待できます。そのため、市は、その活動に必要な情報の提供、助言、活動の場の提供等を行います。

(事業者への支援等)

第18条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うとともに、必要があると認めるときは、男女共同参画の状況について①報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

【解 説】

男女雇用機会均等法においては、雇用における男女双方に対する差別的取扱いを禁止していますが、依然として、男女の事実上の格差が解消されたわけではありません。今後、雇用の分野において、男女の「平等な機会」のみならず「平等な待遇」を確保していくためには、事業者の積極的な取組とそれを促進させる市の働きかけが必要です。

そのため、市は事業者に対し、積極的改善措置の本来の意義や目的の周知に努める等、その実施を促進するための情報提供を行うことが必要です。

① 報告を求め、適切な措置を講ずるよう協力を求めることができる。

労働条件の改善や雇用対策などのいわゆる労働行政については、国の所管となっており、男女雇用機会均等法では、国が、事業者に対する指導・勧告やその勧告に従わない場合の企業名の公表、女性労働者と事業者との紛争解決の援助などを行うものとされています。

そのため、本規定は事業者への個別指導を想定したものではなく、事業者からの報告内容に基づき、その結果を事業者全体に周知し、それにより、取組の進んでいる事業者には推進の継続を、遅れている事業者には積極的な取組を促すものです。

2 市は、事業者のうち、農林水産業、商工業その他の分野の自営業における男女共同参画を推進するため、これらに従事する男女に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

【解 説】

雇用の分野においては、労働者の適正な労働条件の確保のため、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等さまざまな関係法令が整備されていますが、自営業者など雇用以外の就労者の場合、そのような関係法令が整備されていません。そのため、女性が自営業において家族従業者として働いている場合には、働く場と生活の場が一体化しているために、労働と家事等の負担が大きくなりがちです。

近年、主に農業経営において、家族員間で経営方針、労働報酬、休日及び労働時間等について協議し、合意した事項を書面などで取り決める「家族経営協定」が普及しつつありますが、市は、こうした自営業で働く男女が、共に能力を発揮し、生産や経営に共同して参画できるよう情報提供等の必要な支援を行っていく必要があります。

なお、自営業は「事業者」の定義に含まれますが、自営業における男女共同参画の重要性を鑑み、本規定を設けています。

(防災の分野における男女共同参画の推進)

第19条 市は、男女共同参画の視点を取り入れた防災（災害復興を含む。）体制を確立するよう必要な措置を講ずるものとする。

【解 説】

防災の分野における男女共同参画の推進については、国の第3次男女共同参画基本計画において重点分野の一つに位置付けられ、「防災（復興）の取組を進めるに当たっては、男女のニーズの違いを把握して進める必要がある」と明記されました。また、東日本大震災復興構想会議の「復興への提言」（平成23年6月25日）においても、「とりわけ、男女共同参画の視点は忘れてはならない」と提言されています。

災害発生という非常事態における緊急対応には、日常における性別による固定的な役割分担意識が顕在化しがちです。その背景には、防災対策に女性の立場からの視点が入っていないこと、女性や女性が主に世話をしている子どもや高齢者等への配慮が足りないこと、さらには、平時における防災の検討や避難所運営など災害の現場における意思決定に女性が参画していないことが挙げられます。そのため、市においては、男女共同参画の視点から課題等を抽出し、今後の防災分野における男女共同参画の取組に活かしていきます。

(相談及び苦情の処理)

第20条 市は、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の男女共同参画の推進を妨げる行為に関し、市民及び事業者から相談があった場合は、関係機関と連携して適切に処理するよう努めるものとする。

2 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、市民及び事業者から苦情の申出があった場合には、問題解決に向けた必要な措置を講ずるものとする。

【解 説】

性別による差別的取扱い等によって人権が侵害された場合、関係機関と連携をとりながら相談に応じ、適切な措置を講じる必要があります。特に、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスについては、当事者からの訴えがしにくいものであるため、苦情や相談に応える適切な機関及び対応が求められます。市は、これらの人権侵害に関する相談があった場合には、市役所内の関連部署、国、県及び警察等との連携を強化し、迅速かつ適切な処理を行うよう対処します。

また、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に対する市民等からの苦情については、実際に施策の改善に反映させる必要があるため、苦情の処理に当たっては、必要に応じ、男女共同参画審議会の意見を聴取する等、問題解決に向けた必要な措置を講じる必要があります。

第3章 霧島市男女共同参画審議会

(設置等)

第21条 第11条第2項に規定する事項を行うほか、市長の諮問に応じ男女共同参画の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、霧島市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、男女共同参画の推進に関する事項について、市長に意見を述べ、又は提言することができる。

【解説】

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、市長の附属機関として、「霧島市男女共同参画審議会」を設置します。この審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定に関する事項その他男女共同参画の推進に関する重要事項を審議します。また、市長からの諮問がなくても、審議会において必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができます。

(組織)

第22条 審議会は、委員15人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数が、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

【解説】

第16条においては、附属機関等の委員の選任に当たっては、男女の数の均衡を図る努力をするよう求めています。男女共同参画審議会が率先して女性委員の登用を推し進めるため、本審議会の委員の選任に当たっては、必ず男女の数の均衡を図ることとします。

2 委員は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。この場合において、市長は、委員の一部を公募により選出するものとする。

【解説】

審議会の委員は、男女共同参画に関する見識を有する方の中から市長が委嘱します。

本市の男女共同参画に関し、多角的視点から議論を行っていただく必要があるため、幅広い分野から委員を選出します。

また、多様な立場の市民による幅広い意見の反映がなされるよう、委員の一部を市民から公募するなど、市民参加の機会を確保していきます。

(任期)

第23条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【解説】

委員の任期について定めています。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

【解 説】

審議会の会長及び副会長の選任並びにその職務について定めています。

(会議)

第25条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

【解 説】

審議会の会議の運営方法について定めています。

(庶務)

第26条 審議会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

【解 説】

審議会の庶務は、男女共同参画に関する施策を所掌する企画部企画政策課で処理することを定めています。

(審議会への委任)

第27条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

【解 説】

審議会の運営に関し必要な事項は、審議会で定めます。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【解 説】

条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める規則等で定めることとなります。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

【解 説】

条例施行日を定めています。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている霧島市男女共同参画計画は、第11条第1項の規定に基づき策定された基本計画とみなす。

【解 説】

本市は、平成20年3月に「霧島市男女共同参画計画」を策定しています。この計画は、平成29年度までの行動計画と位置付けていますので、これを第11条に規定する基本計画とみなし、引き続き施策を推進していきます。